

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月)新旧対照表

第1編 共通編

第1章 総則

ページ	現行		改定(案)		備考
	条	条文	条	条文	
1-8	1-1-7 CORINS への登録	<p>1. CORINSの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>2. 工事カルテの登録 受注者は、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、登録データを削除する。 また、変更より工事請負代金額が500万円未満のものが、500万円以上になった場合は、速やかにデータ登録を行う。</p>	1-1-7 コリンズ (CORINS) への登録	<p>1. コリンズ(CORINS)の登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き15日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>2. 工事カルテの登録 受注者は、契約変更により工事請負代金額が500万円未満になった場合は、登録データを削除する。 また、変更より工事請負代金額が500万円未満のものが、500万円以上になった場合は、速やかにデータ登録を行う。</p>	<p>CORINSの名称記述を変更。</p> <p>工事完成時の登録申請期限を、工事完成後10日以内から15日以内に変更。</p>
1-14	1-1-15 低入札価格 調査制度の 調査対象 工事	<p>(5)受注者は、三重県低入札価格調査実施要領第11条に規定する専任の担当技術者を定め、現場代理人等選任通知書を、工事請負契約締結日から7日以内に監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、当該専任の担当技術者について、第1編1-1-7 CORINSへの登録に規定する工事実績情報の「担当技術者」として、登録機関に登録申請をしなければならない。</p>	1-1-15 低入札価格 調査制度の 調査対象 工事	<p>(5)受注者は、三重県低入札価格調査実施要領第11条に規定する専任の担当技術者を定め、現場代理人等選任通知書を、工事請負契約締結日から7日以内に監督員に提出しなければならない。</p> <p>また、当該専任の担当技術者について、第1編1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に規定する工事実績情報の「担当技術者」として、登録機関に登録申請をしなければならない。</p>	<p>CORINSの名称記述を変更。</p>